

平成28年度 私立幼稚園就園奨励費助成金制度

牧之原市では私立幼稚園の入園料と保育料の軽減を図り、子育て世代を支援するため、標記助成金制度を実施しています。

表1: 補助対象となる世帯と助成金額 (単位: 円)

階層区分	補助対象経費	助成金額		
		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	入園料、保育料の合算額	308,000		
第2階層		272,000	290,000	308,000
第3階層		115,200	211,000	308,000
第4階層		62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯		-	154,000	308,000

表2: 補助対象となる世帯と助成金額(ひとり親世帯等の特例該当世帯) (単位: 円)

階層区分	補助対象経費	助成金額		
		第1子	第2子	第3子以降
第2階層	入園料、保育料の合算額	308,000		
第3階層		217,000	308,000	

第1階層 生活保護世帯

第2階層 当該年度に納付すべき市民税所得割が非課税となる世帯

第3階層 当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯

第4階層 当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯

入園料と保育料の合計額が助成額以下の場合は、助成額は入園料と保育料の合計額となります。市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額です。父母の市民税所得割課税額の合計額が基準となりますが、父母が非課税で、同一世帯中の父母以外の者(祖父母等)に課税がある場合は、その最多納税者の市民税所得割課税額を合算します。年度の途中入退園した場合は、所定の方法により助成額を算出します。各幼稚園で保育の方針・内容・時間・料金・送迎等は異なりますので、直接園へ問い合わせください。

平成28年度からの制度拡充について

平成28年度より、下記の制度拡充が行われます。

1 多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充

第3階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限が撤廃となります。多子計算に係る兄・姉については、保護者と生計を一にする者に限ります。

第4階層以上の世帯については、従前のとおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、負担軽減を図ります。

生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は明らかに「生計を一にする」として取扱います。

2 ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもの助成額については表2のとおりとなります。

特例措置により、対象となった第2階層及び第3階層の世帯への助成額が変更となります。